

令和 5 年度 第 7 回 琴浦町農業委員会総会議事録

日 時	令和 5 年 9 月 7 日 (木) 午後 2 時 30 分			
場 所	琴浦町役場本庁舎 2 階 防災会議室			
出席委員 (12 人)	1 番 安谷 潔美	2 番 石賀 英男	3 番 村上 隆	4 番 幅田 高広
	6 番 小前 茂雄	7 番 久米 繁好	8 番 中本 敏彦	9 番 足立 紀美世
	10 番 前田 正秀	11 番 伊藤 英之	12 番 潮 智博	13 番 福田 昌治
欠席委員 (1 人)	5 番 丸山 環			
出席推進委員 (11 人)	北中 善隆	遠藤 一夫	池山 晃広	三嶋 邦彦
	三浦 勝美	松本 芳己	桑本 慎吾	徳丸 理彦
	澤田 光秋	秦野 英作	山本 智彦	
欠席推進委員 (1 人)	入江 敏朗			
事務局	事務局長 宮本 徹、補佐 每田 陽子、主事 田中 登志雄			
提案議案	議案第 31 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 議案第 32 号 農用地利用集積計画の決定について 議案第 33 号 農用地利用集積等促進計画案に対する意見について 議案第 34 号 「琴浦町農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想」 の変更に対し意見を求めることについて			
報告事項				

議長	定刻になりましたので、ただ今より、令和5年度 第7回琴浦町農業委員会総会を開催します。 初めに農業委員会憲章の唱和を行います。
全員 議長 事務局	(農業委員会憲章の唱和) 成立宣言を事務局にお願いします。 ただ今の出席委員は12名です。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、令和5年度 第7回琴浦町農業委員会総会が成立したことを報告します。事務局に欠席する旨の連絡があった委員は、5番丸山委員です。なお、推進委員の欠席者は入江委員です。以上です。
議長 事務局	議事録署名委員の指名ですが、3番 村上委員、4番 幅田委員にお願いします。 それでは議事に入ります。議案第31号 農地法第3条の規定による許可申請について 事務局の説明をお願いします。
事務局	1ページをご覧ください。議案第31号 農地法第3条の規定による許可申請について 農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求めます。 申請番号13番 農地の所在 大字中尾 [REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに畠、面積894m ² 。譲渡人、譲受人はいずれも琴浦町内の個人です。権利の区分は所有権移転、申請事由は売買になります。 本案件は、譲渡人と譲受人との間で利用権設定による貸借をしていた申請地を、双方の協議よって売買することになり申請をされたもので、農地取得後はこれまでと同様に野菜を耕作される予定です。 売買価格は1筆全体で [REDACTED] 円、10a当たりでは約 [REDACTED] 円になります。 申請番号14番 農地の所在 大字赤崎 [REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに畠、面積824m ² 。譲渡人、譲受人はいずれも琴浦町内の個人です。権利の区分は所有権移転、申請事由は売買になります。 本案件は、譲受人が所有する農地から隣接している申請地に、雨が降るたびに土砂や雨水が流入するような状況にあったことから、一括して管理できるように売買することになり申請をされたもので、農地取得後は野菜を耕作される予定です。 売買価格は1筆全体で [REDACTED] 円、10a当たりでは約 [REDACTED] 円になります。 申請番号15番 農地の所在 大字太一垣 [REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに田、面積539m ² 。申請地は他に11筆あり、12筆の合計面積は11,404m ² となっています。譲渡人は琴浦町外の個人、譲受人は琴浦町内の個人で、兄弟の関係です。権利の区分は所有権移転、申請事由は贈与になります。 本案件は、兄である譲渡人が県外に居住されていることから、実際に

	<p>は弟である譲受人が耕作及び管理を行っておられた申請地を、双方の協議によって贈与することになり申請をされたもので、農地取得後はこれまでと同様に水稻や野菜を耕作される予定です。</p> <p>以上の3件につきましては、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等があればお願いします。</p> <p>(質問等無し)</p>
	<p>質問等が無いようですので、農業委員の方の举手により採決を取りたいと思います。</p>
	<p>(举手多数)</p> <p>賛成多数ということですので、原案どおり許可することと決定いたします。</p>
	<p>続きまして議案第32号 農用地利用集積計画の決定について 事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>3ページをご覧ください。議案第32号 農用地利用集積計画の決定について 次のとおり農用地利用集積計画を定めたいので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、本委員会の決定を求めます。権利種別は賃貸借権設定になります。</p> <p>申請番号378番 農地の所在 大字下大江 [REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに田、面積3,045m²。利用権の種類は賃貸借権、貸付人、借受人はいずれも琴浦町内の個人です。10a当たりの借賃は [REDACTED] 円、始期は令和5年9月8日、終期は令和15年9月7日、期間は10年間で新規、内容は飼料となっています。</p> <p>申請番号379番から、8ページの申請番号388番までの外10件についてはご覧のとおりです。</p> <p>9ページをご覧ください。権利種別は使用貸借権設定になります。</p> <p>申請番号389番 農地の所在 大字八橋 [REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに田、面積1,598m²。利用権の種類は使用貸借権、貸付人、借受人はいずれも琴浦町内の個人です。10a当たりの借賃は無償、始期は令和5年9月8日、終期は令和10年9月7日、期間は5年間で新規、内容は飼料となっています。</p> <p>申請番号390番から、14ページの申請番号400番までの外11件についてはご覧のとおりです。</p> <p>以上の農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等があればお願いします。</p> <p>(質問等無し)</p>

	<p>質問等が無いようですので、農業委員の方の挙手により採決を取りたいと思います。</p> <p>(挙手多数)</p> <p>賛成多数ということですので、原案どおり許可することと決定いたします。</p> <p>続きまして議案第33号 農用地利用集積等促進計画案に対する意見について 事務局の説明をお願いします。</p> <p>15ページをご覧ください。議案第33号 農用地利用集積等促進計画案に対する意見について 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画案に対する意見を求めます。</p> <p>申請番号82番 農地の所在 大字湯坂 [REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに畠、面積423m²。利用権の種類は使用貸借権、貸付人は琴浦町内の個人、借受人は鳥取県農業農村担い手育成機構です。10a当りの借賃は無償、始期は令和5年11月1日、終期は令和11年10月31日、期間は6年間で新規、内容は機関中間保有地再生活用事業となります。</p> <p>本件申請地は、農用地区域内の遊休農地を耕作可能な状態に復元する県の補助事業の対象となった農地で、梨の木の伐根及び梨棚の撤去、耕耘等を行い農地を再生させた後、最低5年間は担い手に貸し付けることがこの事業を活用する条件となっています。本案件は、再生事業を行う申請地を担い手育成機構に一旦預け、農地再生後に改めて担い手へ貸し出すという内容の貸借契約となることから、今回の申請では受人が担い手育成機構となっています。</p> <p>なお、申請番号83番と16ページの申請番号84番についても、同様に梨園などの再生事業に関連するものとなっていますので、確認をお願いしたいと思います。以上です。</p>
事務局	<p>事務局の説明が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等があればお願いします。</p> <p>(質問等無し)</p> <p>質問等が無いようですので、特に意見はなしとすることとします。</p> <p>続きまして議案第34号「琴浦町農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想」の変更に対し意見を求めるについて 農林水産課より説明をお願いします。</p> <p>別冊の資料をご覧ください。議案第34号「琴浦町農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想」の変更に対し意見を求めるについて 農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和55年農林水産省令第34号）第2条の規定に基づき、農業委員会の意見を求める。</p> <p>始めに趣旨説明をさせていただきます。この議案第34号は、農業経</p>
議長	
農林水産課	

営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第6条第1項の規定に基づき策定された、「琴浦町農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想」を変更するにあたり、同法施行規則（昭和55年農林水産省令第34号）第2条の規定に基づき、農業委員会及び農協の意見を求めるという定めがあることから、今総会に議案として提案をさせていただいたものになります。

それでは議案の説明に移りたいと思いますが、資料2ページから5ページの「琴浦町農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の見直しにかかる主な修正」を中心に説明させていただき、後ほど委員の皆さんから意見等をいただきたいと考えていますので、審議をよろしくお願ひします。

「1. 鳥取県農業経営基盤強化促進基本方針及び市町村基本構想の変更点（修正方針）」について説明しますので、2ページをご覧ください。

これにつきましては、農業経営基盤強化促進法の改正法案が施行されたことに伴い基本構想を変更するというもので、県基本方針改正が令和5年5月12日に行われたことを受け、琴浦町でも改正作業を行い委員の皆さんに提案をさせていただく段階に入ったところです。

内容につきましては、農業経営基盤強化促進法の改正に合わせて一部を変更したものとなっていますので、今回の改正では大きな変更点はありませんが、5ページの【参考】に今後の見通しとして記載してありますように、「令和6年度 食・農業・農村基本構想改正」、「令和7年度 県基本方針・町基本構想の見直しの見込み」が控えています。したがって、修正については軽微な変更を行ったものとなっていますので、具体的な目標数値の変更を行ったりといったことはありませんが、現段階から少しづつ新たな考え方を踏まえていくという形で改正を行っています。

それでは、具体的な変更点等について説明をしていきますので、「①町基本構想変更案（項目）」の表をご覧ください。

「琴浦町農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の見直しにあたって」については、「実質化された人・農地プラン」を「地域計画」といった表現に変更していますし、その計画の中で農地の担い手となる農業者を「中心経営体」としています。

「第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標」については、この構想が令和10年までのものであるということから、具体的な数値目標の変更は行っていませんが、新規就農確保の範囲の中に「退職者」及び「半農半X」を追加しています。

「第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標」については、認定農業者を経営モデルに作成をしているもので、経営改善計画の審査等に活用しています。

目標水準についての変更はなく、これまでと同様に農業従事者一人当たりの年間労働時間を概ね1,900時間、年間農業所得を概ね3,800,000円以上としていますが、経営類型「施設野菜型」の作目を「スイカ、ミニトマト、シュンギク」から「スイカ、ミニトマト」に変更しています。

「第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標」については、認定新規就農者を経営モデルに作成をしているものです。

目標水準についての変更はなく、これまでと同様に農業従事者一人当たりの年間労働時間を概ね1,900時間、年間農業所得を概ね3,000,000円以上としていますが、経営類型「施設野菜型」の作目を「メロン、ミニトマト」から「スイカ、ミニトマト」に変更しています。

「第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項」は新設したもので、「①確保・育成の考え方」、「②市町村が主体的に行う事項」、「③関係機関との連携・役割分担」、「④希望者のマッチング、担う者の確保・育成にかかる情報収集・相互提供」の4項目について指標を定めています。

「第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項」については、今回は標題変更のみとしています。

「第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項」について説明しますので、3ページをご覧ください。

「1 地域計画促進事業」については、県の指示に基づいて新たに追加したものとなります。これまでには「人・農地プラン」という形でそれぞれの地区ごとで進めていたものを、町全体で定めていくように法定化されたことにより、「①地域計画協議の場の設定」、「②地域計画の区域の基準」、「③その他第4条第3項第1号事業について」の3項目を新たに追加しています。

「2 利用権設定等促進事業」以降については、字句の追加や修正、引用条文等の修正などを行っています。

「3. 見直しに関するスケジュール」について説明しますので、5ページをご覧ください。

このことにつきましては、令和5年5月12日の県基本方針改正を受けて、琴浦町でも改正作業を行っているところです。8月7日に行われた農地中間管理情報連絡会議等を経て、9月15日まで農業委員会及び農協の方から意見を伺った後に県と協議を行い、基本構想変更の公告をする予定となっています。

また、期間中に9月議会等での報告も検討していますが、議会日程と

	最終的な県からの同意とのスケジュールが合わなければ、12月議会での報告を考えているところです。以上です。
議長	農林水産課の説明が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等があればお願ひします。 (石賀委員より挙手あり)
石賀委員	先ほどの説明の中に、目標とする認定農業者一人当たりの年間労働時間が概ね1,900時間、年間農業所得が概ね3,800,000円とありましたが、どうやって計算した数字なのか教えてください。
農林水産課	年間労働時間の算定につきましては、1日の労働時間を8時間、年間の労働日数を240日として計算した時間に、現在の実情等を加味して定めているものです。 年間農業所得の算定につきましては、他産業従事者の30代から40代の方の平均年収を考慮した金額に、現在の実情等を加味して定めているものです。
石賀委員	分かりました。
議長	その他に何か質問等はありませんか。 (潮委員より挙手あり)
潮委員	別紙資料の11ページに、「平坦部のほ場整備事業はほぼ完了している」といった内容の文章がありますが、事業が完了してから数十年が経過していることから、水路や農道等の維持管理が必要な状況になっていると考えています。にもかかわらず、そういったことに対しての記載がないように思いますが、何か理由があるのでしょうか。
農林水産課	11ページの上半分部分については前回から変更はありませんが、琴浦町全域が過疎地域に指定されたことにより、中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払交付金事業を活用し、農道等の整備や維持管理を行うといった内容へ次回改定時に変更する予定です。
潮委員	次回の改定はいつになるのでしょうか。また、いずれの補助金も集落で維持していくことを目的とするものであるため、町として今後の農業経営基盤強化をどのように進めていくかといった内容が盛り込まれるべきだと考えますので、改定までにしっかりと検討をしていただきたいと思います。
農林水産課	次回の改定は令和7年度を予定していますので、その際に潮委員からありました内容についても検討していきたいと思います。
潮委員	分かりました。
議長	その他に何か質問等はありませんか。 (中本委員より挙手あり)
中本委員	経営モデルについて質問します。町内の耕作放棄地が解消されないという現状がありますので、小麦栽培のように機械化されているものを経営類型に加えることはできないのでしょうか。

農林水産課	こちらが把握をしている限りでは、現在2つの法人が琴浦町内で小麦を生産しておられます、どういった経営モデルが相応しいかということについては、中本委員からの意見も参考に検討をしていきたいと思います。
中本委員 議長	分かりました。 その他に何か質問等はありませんか。 (前田委員より挙手あり)
前田委員	資料の28ページ以降の別紙3にモデル類型ごとの表が掲載されていますが、モデル類型3の芝・野菜型などについては、家族労働力2名でこれだけの生産規模を本当に維持できるのでしょうか。
農林水産課	このモデル類型ごとの表については、農繁期の臨時雇用確保等の費用を計算したうえで作成されたもので、今回は特に見直しは行っていませんが、今年度中に県が作成する農業経営の手引きの改定が見込まれていますので、それを踏まえて令和7年度の改定時に検討したいと考えているところです。
前田委員	認定農業者の方など、担い手農家に農地を集積するのは良いことだと思いますが、圃場や畔の管理が行き届いていない方も多く見受けられますので、生産規模が適切なものかどうかを再度検討する必要があると感じています。
農林水産課	圃場の管理につきましては、地域の課題として検討をしていく必要があると感じていますので、それを踏まえて地域計画の策定を進めていきたいと思います。。
前田委員 議長	分かりました。 その他に何か質問等はありませんか。 (安谷委員より挙手あり)
安谷委員 議長	農地の所有者が高齢になるなどし、農業をできなくなった時に農地の維持管理をする方法はあるのでしょうか。無いということであれば、何か良い方法を考えておかなければいけないと思います。 利用権設定等で貸し出している農地については、管理責任は借人にありますのでそういった問題はないと思いますが、自作をされていた農地については、土地所有者の方にある程度の費用を負担してもらい、シルバーハウスセンターなどに頼んで管理をしていただく必要があると考えます。
安谷委員	自分で農地を管理しなければいけないという思いがあつても、管理ができなくなり困っている方も多くおられると思いますので、そういう方達のために何か別の手立ても講じる必要があると考えていますが、どういった形で協議を進めていくのが良いのでしょうか。
農林水産課	先ほども説明をしましたように、農地の管理についても地域計画の策定を進めていく中で行う、各地域ごとの話し合いの場を活用できるので

	はないかと期待しているところです。集落営農組織があり機能している地域や、そういった組織がないために地域外の耕作者に頼らなければならぬなど、各地域ごとに事情が異なってくると思われますので、それらを課題に協議を行い問題解決に近づけていきたいと考えています。
安谷委員 議長	分かりました。 自分から1つ質問をさせていただきます。施設野菜型の作目からシンギクを外したり、スイカとメロンを入れ替えることによって何か影響があるのでしょうか。
農林水産課	普及所の方に農業所得を計算していただいた結果、作物を変更してもこれまでの所得を確保できるということですので、目標の達成は可能だと見込んでいます。
議長	分かりました。 その他に何か質問等はありませんか。
(安谷委員より挙手あり)	
安谷委員	4ページに目標水準とする年間所得が記載されていますが、この金額を達成するための具体的な方法は定められているのでしょうか。
農林水産課	認定農業者の方から農業経営改善計画を提出していただき、審査会の場で審査を行い認定をしているわけですが、その計画の策定にあたっては普及所の方にも加わっていただき、実勢価格等を踏まえたうえで見込まれる収入を算出しています。
安谷委員	経営規模を拡大しすぎると手が回らなくなり、良い作物ができなくなってしまうために経費ばかりが増加し、純利益として残るかどうかが不透明だと思いますし、農業のシステム自体が個人での売買が難しいという面もあると思いますので、何か所得が上がるような仕組みを考えなければならないと感じています。
農林水産課	目標とする年間農業所得については、単純に生産量のみを計算して設定しているものではなく、農作業の機械化や臨時雇用による過重労働の軽減化、財務管理や資金管理の徹底といった経営改善計画を審査して設定しているものです。
安谷委員 議長	分かりました。 その他に何か質問等はありませんか。
(村上委員より挙手あり)	
村上委員	28ページ以降に掲載されているモデル類型は、新規就農を目指す方の参考にするために作成をされたものなのでしょうか。
農林水産課	これらのモデル類型については、目指していただく目標の形を示すものとなります。新規就農者の方が達成することは難しいと考えられることから、認定農業者の方の8割程度の水準に設定をしているもので、期間満了時には到達していただきたい目標という位置づけとなっています。

村上委員	新規就農者の方が目標とする水準ということであれば、疑問に感じる数字が設定されている箇所があると思いますので、もう少し信憑性のある数字を設定したほうが良いのではないでしょうか。
農林水産課	ここに掲載されている数字については、県が作成した農業経営の手引きに基づいて決定したものになりますが、村上委員のように実態と一致していないと感じる方もおられるかもしれませんので、改定を行う際には具体的な数字に近づくように精査をしたいと思います。
村上委員 議長	分かりました。 最も重要なことは、2年後の改定期までに地域計画が完成するかどうかだと思いますが、本当に間に合うのでしょうか。県の会議等でも地域計画についての話は出ますが、農林水産課だけで作成するのは難しいのではないかと考えますので、地域の農業事情に詳しい委員の皆さん協力が必要になると感じています。
農林水産課	琴浦町全体の地域計画策定については、令和7年度末の完成に向けて検討を始めたところで、中山間地の集落戦略を定めることから開始しようとと考えていますが、現状はそこに至らない地区の方が多いという状況となっています。 また策定の方法についても、農林水産課内で協議をしながら検討をしているところですが、農業委員さんや推進委員さんの力を借りしないとできない事業だと感じていますので、委員の皆さん協力をお願いしたいと思います。
議長	その他に何か質問等はありませんか。 (質問等無し) 質問等が無いようですので、特に意見はなしとすることとします。
安谷委員 議長	その他に移りたいと思います。農家相談の報告についてですが、9月5日に行われた農家相談の報告を安谷委員にお願いします。 (農家相談2件報告) 「令和6年度琴浦町農業施策に関する意見書に係る意見・提案について(募集)」について、農政委員会副会長の福田委員より報告をお願いします。
福田委員 議長	「令和6年度琴浦町農業施策に関する意見書に係る意見・提案について(募集)」について報告 婚活イベントについて報告します。 (婚活イベントについて報告) こちらの方からは以上ですが、皆さんの方で何か質問等がありましたらお願いします。 無いようですので、以上を持ちまして令和5年度 第7回琴浦町農業委員会総会を終了します。